

# 「在日済州島出身高齢者」のライフヒストリーの分析と考察

## Investigation of Life History among Korean-Japanese Elders Jeju Island-descent

高 泰 洙

Ko,TeaSu

### 要旨

21世紀の日本の社会は、グローバル化にともない、多文化共生社会に対する社会保障政策・制度の整備をいっそう必要としている。

本稿は人間福祉学の研究方法として採用した「ライフヒストリー法」の基本的な研究姿勢である「個人・生活・口術」を重視し、相互作用主義の立場で「在日済州島出身高齢者」からインタビュー調査を行っている。

その目的は、対象者の人々が語った内容にもとづいて、その個人の生きる「意味の探求」と「事実探求」を現実的に再構成し記述することで、社会的な「在日」と「異文化」の理解や把握が可能であり、人間福祉学の領域では、「生活ニーズの発見」と「福祉ニーズの把握」を試みることにある。

本稿では5人の調査対象者の個人のライフヒストリー調査結果を次の4点に絞り分析・考察を行う。

①概要として対象者の基本属性などを概観することと調査の背景や意義を明確にする。

②調査で得られたデータから対象者の渡航経緯や目的を分析することにより、定着要因に関して実証的に理論を提示する。

③被調査者個々人の生活実態に焦点を当てて、人々が体験した過去の出来事である経験的事実とその過去の体験の結果がもたらされた現状の状況という直面的事実から、福祉的課題を検討・分析する。

④対象者の人生の体験と克服過程や現状を適合させた分析を行い、実証的に解明することにした。

結論部分において、筆者は、経験的、直面的事実を連関させる概念として「原礎的貧困」という言葉を提案し、その概念を用いて分析・考察を進める。

キーワード：在日済州島出身高齢者、定着要因、経験的事実、直面的事実、「原礎的貧困」

### はじめに

研究テーマである「大阪における在日コリアン高齢者福祉に関する研究」の実証的に分析するために、在日「済州島出身高齢者」の5人の対象者の協力のもと、研究方法としての「ライフヒストリー法」に従い、3年間（2012～2014年）に亘り質的調査をした。

その調査で得られた膨大なデータの一部から、対象者個々人のトランスクリプション記録と福祉学的な用語である「五つの巨人」と「国籍」といった六つの概念的カテゴリーに焦点をあて、個人史と社会史を連動させ実証的な考察を行った。

本稿では、個々人のカテゴリー考察（高、『本学大学院研究論集』第9号、2015年、21～35頁）を踏まえ、調査過程や対象者の全体像を取り上げ、調査の妥当性や信頼性を明確にする。

また、個別化された概念的カテゴリー考察を通じて、総括的分析をすることで、そこに存在する共通点と特異点を浮彫りにする。その分析の方向性を継続的比較法と、事例—コード・マトリックス<sup>1)</sup>分析を活用することにする。

具体的には、第1節で調査結果の概要として対象者の基本属性などを概観することと調査の背景や意義を明確にする。第2節では、調査で得られたデータから対象者の渡航経緯や目的を分析することにより、定着要因に関して実証的に理論を提示する。第3節では、六つの概念的カテゴリーを統合し、調査対象者個々人の生活実態に焦点を当てて、経験的事実と直面的事実から、福祉的課題を検討・分析する。第4節では福祉サービスの利用状況を検討することで、根底に所在する課題を明らかにする。

## 第1節 調査結果の概要

本稿における調査において、調査者と被調査者は平均して5年以上の長年の交流関係にあり、同じ済州島出身者であることから非常に良いラポールが成立している。

研究目的に共感を得ており、約2時間という長時間のインタビューにおいて対象者の大半は済州島の方で楽しく語っていたことからして、他の調査者には容易な調査とはいえない特性を持つ調査である。

その対象者の属性と生活環境を理解し易くするために表1に整理する。

対象者	年齢	出身地	配偶者	同居家族	年金	住居区分	特異点
Tさん	91歳	南西部	死別	娘家族3	無	自家	
Pさん	89歳	南東部	死別	独居	無	自家	
Kさん	87歳	南東部	死別	独居	無	借家	生保者
Bさん	89歳	南西部	死別	独居	無	借家	生保者
Aさん	90歳	南東部	死別	長男	有	借家	遺族年金

### 1) 調査対象者の生活環境

5人とも高齢者で配偶者とは死別している。5人の内3人は独り暮らしであり、[A]さん一人だけが遺族年金を受給しているものの4人の全員が無年金者という共通点を持っている。一般的な在日コリアン高齢者の無年金状態と合致している。対象者5人中4人が無年金(80%)という事実は、日本の80歳以上の高齢者の年金受給率が約80%とは到底比べることができない低い水準である。

在日外国人の無年金問題<sup>2)</sup>は、日本の国民年金制度の創設（1959年）から日本が批准した難民条約の発効（1982年）までの約20年間の在日外国人に対する制度的差別・排除政策に起因している。年金の加入ができるようになった時点では、この対象者たちは年齢が50歳を越えており、60歳までに被保険者期間25年を満了することができないので、老齢年金を受給することが不可能な「社会的不利」状態の当事者であった。

この「社会的不利の要因は、個人的属性に求められるものではなく、社会機能と構造に求められる。社会的マイノリティーとして差別されてきた人たちは、『弱者』ではなく、あくまで『不利・不公正な立場に置かれた人たち』である<sup>3)</sup>」ことから、何らかの公正な福祉的支援が必要な対象者である。

## 2) 調査の背景と意義

調査の対象者の選定背景には、全員が日本で在日コリアンが最も集住している大阪市の生野区の周辺で一生の半分以上の生活基盤をもって暮らしてきた、その地域的特性を証言できる数少ない現存当事者である。

また、日本と韓国、大阪と濟州島においておよそ100年の歴史上、地域的・人的交流や定着・形成過程を経験主義的な観点で実証可能な人たちであり、非常に大切な生存している証言者である。

数え切れないほどの「在日に関連する研究」が行われているが、管見の限りでは、福祉学的アプローチによって、大阪と濟州島の関係、濟州島出身者の生活世界に焦点を置いた研究は見当たらない状況にあるので、この調査による分析の意義は大きいといえる。

福祉の分野においては、サービス利用者本位主義を強調はしているが、利用当事者を真に理解するための「会って、話し合い、観て、聴いて、知る」実践的方法を等閑視する傾向がある。特に高齢者福祉において、その個々人の生活歴は、サービスを提供する場面では最も重要な根幹的資料になり、福祉サービスの適切なケア課題を明白にする一つの研究資料として大いに活用すべきである。

そこで、本研究で「ライフヒストリー法」を用いたことは、これまではなされていなかった新たな方法論を試みる意義があると考えている。しかし、対象者が語る人々の感情や発する言葉（方言）をそのまま文字化することは至難の作業であった。

## 第2節 対象者の渡航経緯と定着・形成要因に関する分析

### 1. 先行研究による言説

在日コリアンたちは、いつ、なぜ、どうして、日本の地で生活基盤を作り、どういうふう形成しているのかという問い、その渡航と定着に関連した先行研究は多様である。

例えば、世代区分として、山本かほりは「日常的には、日本に来て何代目かをあらわす『一世』『二世』『三世』を使うことが一般的である。しかしながら……操作的に15歳（中学校三

年生) を生きた時代で……①戦前移住世代 (~ 1945 年)、②『戦後世代』(1945 年 ~ 1959 年)、③成長期世代 (1960 ~ 1973 年)、④定住世代 (1973 年 ~ )<sup>4)</sup> という四分類を示している。

時期的区分としては、原尻英樹は、1 期 (1910 ~ 1939 年)、2 期 (1939 ~ 1945 年)、3 期 (1945 ~ 1952 年)、4 期 (1952 年 ~ 現在) という 4 期に大別している。

このように区分する以外にも、「在日コリアン」の渡航、定着生活にかかわった時系列的分類は様々であり、種々の言説が多数散見することができる。

これらの区分方法と言説に対する明確な検討と概念整理が必要であり、一つの課題であると考えている。

特に「在日済州人を在日韓国・朝鮮人と一般化することは在日……の研究にとって危険である。……研究のためにも、在日済州島人社会を明確に捉える必要がある<sup>5)</sup>」という指摘もあることから、大阪と済州島の歴史的背景に密着した定着性に関する研究が求められていると考えている。

そして、済州島出身者の世代区分と関連して、高鮮徽は「第一世代 (1901 ~ 1930)、第二世代 (1931 ~ 1950 年)、第三世代 (1951 ~ 1985 年)、第四世代 (1986 年以降)<sup>6)</sup>」という区分と、雑誌『済州島<sup>7)</sup>』では、「一世」「新一世」「新々一世」という 3 つの系列に分けられた記述もある。おそらく 1901 ~ 1952 年 (サンフランシスコ講和条約) 以前の渡航者を一世、その後の 1985 年までを新一世、韓国の海外旅行自由化の 1986 年以降の渡航者を新々一世という時期的に分類をしているのであろう。

本稿では、この多様な時系列区分をふまえて検討するとともに、大阪と済州島に焦点を絞り、今回の調査のデータを活用し、済州島出身者の渡航と定着過程をなぜ、何のために、来るようになったかという「経緯、目的別の区分」でその形成要因を明らかにする。

まず、いつ、どうして、来るようになったのかを端的、便宜的に作成した表 2 を提示する。

表 2 調査結果による渡航と定着・形成要因

対象者	渡航時期	年齢	渡航経緯・目的	渡航経路・手段
Tさん	1939 年	15 歳	父親と家族生活をするため	済州→君が代丸
Pさん	1 次 : 1941 年	15 歳	父親との生活をするため	釜山→漁船で対馬島 17 歳に一時帰郷
	2 次 : 1944 年	18 歳	海女の仕事、結婚	釜山→漁船で対馬島
Kさん	1 次 : 1939 年	10 歳	日本で父の死亡と母の再婚で親戚と生活するため	済州→君が代丸 4 年後の 14 歳に帰郷
	2 次 : 1946 年	17 歳	離れ離れになった夫と同居するため	済州島→漁船で明石

Bさん	1次：1952年	26歳	結婚した夫との同居のため	釜山→漁船、間もなく強制送還された
	2次：1954年	28歳	結婚した夫と同居のため	済州→釜山→漁船
Aさん	1次：1933年	8歳	母の死亡による家族との生活のため	済州島→君が代丸 20歳で疎開帰郷
	2次：1956年	31歳	4・3事件で避身した最初の夫と同居するため	済州→釜山→漁船

この表2は、調査対象者5人の渡航時期や経緯・目的などをそれぞれの概略年表と調査データの内容を根拠に縮約したものである。

## 2. 時期と世代的区分の分析

その渡航時期をみると、4人の対象者が初めに（1次）日本に渡航した時期は、日本の植民地時期であり、そのうち3人は、大阪と済州島の定期連絡船の君が代丸に乗って渡航している。1人は米軍政時期となっている。そのうち、[P]さんは、対馬島と釜山を数回も往来できる漁船を利用しているし、[B]さんは、非正規渡航とはいえ、1952年のサンフランシスコ講和条約の発効年と相まって強制送還されている。

また、その1次渡航の年齢から分析してみると[B]さんだけが26歳で4人の対象者の大半が15歳未満の幼少年期であり、自分の意志ではなく親の思惑が作用している。親たちは、おそらく、1923年から済州島と大阪を結ぶ交通手段である君が代丸を利用し稼ぎを目的として渡航し、生活が不安定的でありながら既に日本で生活基盤を構築しようとした一世であり、一般的な世代区分としたら親が「在日一世」とした場合、その子である4人の対象者たちは「在日二世」であるとも考えられる。この対象者たちの子どもは三世、孫たちが四世、ひ孫の「在日五世」といった家系が形成されている。

結論的に、1980年代に渡航し、定着している「新一世」、「新々一世」などが登場しており、現在進行型の状況からもいつから来たのかという在日の世代・時期的な区分は、必ずしも常に明確に区分できるものではなく、それぞれの研究目的に合わせて、柔軟性を持って位置づけているのであろう。

本稿では、世代区分とは別に、研究の課題である「生活ニーズの発見」と「福祉ニーズの把握」するためには、個々人がなぜ、どうして「今＝ここ」で生活することになったのかという経緯や目的に対するさらなる分析が必要であると考えている。

## 3. 渡航経緯と要因分析

前述の表2を一見すると、調査対象者の個々人の渡航経緯や目的欄には「家族」と「結婚」という言葉が複数、重複的に含まれていることが見てとれる。その家族と結婚に関する内容を深く考察してみると、全ての対象者は、日本に最初渡航する以前から大阪で生活してい

たか経験をもつ家族（主に父親）が存在していることから、その家族の影響力はそれぞれが大阪へ渡らざるを得ない状況に大きく及んでいる。いわば、対象者本人の意思の有無とは別に、日本の植民地下の濟州島の農村の疲弊と生活不安から抜け出し、家族と安定した生活を求めて親によって連れて来られるようになったことが重要な要因になっており、個々の渡航の経緯と目的になったことが明らかである。

次には、対象者たちの初婚年齢が16～19歳となっており、1942年の日本の女性の平均初婚年齢が25歳<sup>8)</sup>と比較すると6～9年の大差で非常に早い年齢で結婚生活を始めていることが判るとともに、太平洋戦争末期の1944～45年に婚姻していることが明らかになっている。

その背景と要因としては、結婚相手の男性大半が早めの婚姻を急いだ背景となる太平洋戦争中発令された「国民徴用令」（1944年）であり、その徴用を恐れ、免れようとした未婚青年たちの緊迫感が要因になっている。女性の側にも朝鮮総督府が1944年に公布した「女子挺身隊勤労令」が未婚女性の早期結婚を促進すると要因になった。

このように当時の時代・社会的要因と加わって、対象者たちの自己意思とは別に、親同士で早急に配偶者を決めたことが不安定な結婚生活の起因となるとともに日本への渡航と定着することに繋がっている。引き続き、時代・社会的要因などを踏まえた上で、被調査者の渡航「目的別分類」に関する分析を試みる。

#### 4. 渡航の目的別分類

調査対象者の親たちの渡航の開始時期は、日本の植民地下で「朝鮮は日本の中国大陸進出の軍事的経済的基地であるとともに、日本の工業製品の市場であり、また日本への原料や食料の供給地としての植民地でもあった。そこには帝国主義的な低生活水準の強制、民族的な蔑視等がからんで、植民地支配化の生活不安の諸問題が典型的に現れていた。その貧窮過程は小作農→窮農→日雇→失業→海外流民のコースをとり、大部分は日本・中国東北地区に流出し、その本質は流民ではなく、雇用や生活手段を求めてのまさに『流民』であった<sup>9)</sup>」という時代的状况を裏づけているように、濟州島の人たちも生活困難に陥ったその家族の窮乏な生活を凌ぐための「稼ぎ」が主な目的であることは明らかである。

その渡航の直接的な基因としては、1923年から開設された「君が代丸」という濟州島と大阪を結ぶ定期連絡船が大きな契機になっており、濟州島の多くの青年たちは生活の糧を求めて家族と故郷を離れて大阪に渡航せざるを得ない状況を進展させた歴史的事実がある。

親の単純労働者か季節の稼ぎなどが最初の目的であったのが、大阪で職に就いたり、働ける場所を見つけることができたりすると残してきた家族を呼び寄せるようになった。その家族というのが被調査者に当たる。

ここで調査のデータから目的別区分を行うために調査者は、次のような五つの類型を考案した。

その目的別分類を①強制連行と募集によるもの（連行型）②生活費の稼ぎを目的とするも

の（生計型）③身分上の危機を逃れようとした避難（避身型）④先に渡航している血縁関係者と結合を目的とする（家系結合型）⑤日本で暮らしていたが一時帰郷するが生活の不適應の理由で再来する（回帰型）として五つに細分することができた。

この分類と調査データと照らし合わせてみた結果、全ての対象者の渡航目的は、血縁関係との結合を目的とする「家系結合型」であり、共通点を見出すことができた。中には、[B]さん、[K]さん、[A]さんのように一度済州島に帰郷してから再び大阪に渡航した「回帰型」と「家系結合型」が重複する場合もある。それ以外の「連行型」、「生計型」、「避身型」は、見当たらない。だが、その家族の中には[B]さんと[P]さんの夫は「生計型」で、[A]さんの最初の夫は「避身型」に当たり、「連行型」に該当するものは全くないことから陸地本土の出身者に多いとされる強制連行による渡航は、済州島出身者には稀であり、現存する済州島出身の女性高齢者の場合は、「生計型的、家族結合型」乃至「回帰型」が大半であることが明らかである。

### 第3節 概念的カテゴリーの枠組みによる福祉的課題の分析

本節では、被調査者の生活過程・実態に焦点を当て、経験的事実と直面的事実から生活困難を引き起こす要因を探るとともに現在どのような支援が必要であるかという福祉課題を明らかにする。以下の経験的事実とは、被調査者らが体験した過去の出来事を表し、直面的事実とは、こうした過去の体験の結果からもたされた現在の状況を表している。

次の表3は、調査対象者のライフヒストリーのデータから過去において体験した精神的、経済的な困難という経験的事実とその克服過程、現在の生活上の直面的事実を簡単に明らかにしているものである。

表3 調査対象者の生活過程と実態

対象者	経験的事実	克服過程	直面的事実
Tさん	父親の破産、母の死亡、大阪空襲で失職、2歳の子の死と離婚。	買い出し、ミシンの仕事熟練と縫製業。	無年金者。同居家族との関係不安で孤立。生活の困窮。所有不動産が生活保護申請の障壁に。生き甲斐喪失。
Pさん	7人家族生計不安、夫が他の女性と再婚、一人息子の病死。	約60年間の海女仕事、空き缶収集。	無年金者。息子の死で収入が途絶え、生活費が非常に困窮。2軒の長屋が生活保護申請の障壁に。
Kさん	父の死亡、母の再婚、夫のDVと離婚、3女、2女死亡、担保被害。	闇市、買い出し、婦人服販売業。	無年金→健康悪化で透析治療から生活保護費受給中、移動困難、独り暮らし。

Bさん	窮乏家庭、母子家庭、住宅購入詐欺に遭う、夫と長男の死亡、在留資格のない20年。	針の仕事、およそ50年間の家内労働に従事。	無年金→失業で生活保護費受給、精神不安、移動困難、難聴、IADL弱화가進行しており独り暮らしで孤独死が懸念される。
Aさん	母の死亡、大阪空襲で済州島へ疎開と前の夫の避身、再婚の夫の死亡、母子家庭。在留資格のない34年。	貼り工、韓服作製、およそ30年間の焼肉食堂経営。	遺族年金受給中、圧迫骨折で移動困難、介護サービス利用に強い拒否感をもっている。

### 1. 経験的事実に関する分析

調査対象者たちが経験した過去の生活困難事実の分析枠組みを①時代・歴史的関係と、②個人・家族的関係の二つの軸により分析する。

#### 1) 時代・歴史的関係

すべての対象者たちが生まれた時から、既に日本の植民地下の厳しい社会的・経済的背景において人間の生活の基礎条件の衣・食・住生活全般が困窮であり、教育的にも「文盲的」な幼少年期を過ごしている。

成婚期の前後には、太平洋戦争中であり、徴用や動員に恐れて早急な結婚条件が離別や破婚の要因になるとともに、命の安全のために避難や疎開の行動をとらなければならない緊迫な情勢から [T] さんのように胎児を亡くす、[A] さんは生後4ヶ月の乳児を抱いて小さい船で海を渡るなどの過酷な経験をしている。

戦後の生活においても、日本国籍を喪失し外国籍者となり、政治的・経済的・社会的・教育的差別と制度的排除などに晒された経験とともに今の時代になっても解消されていない部分が多い状況にあることが痛感される。

本研究の調査対象者を含む在日「済州島出身高齢者」たちは、極めて痛恨の極みである時代・歴史的な犠牲者であり当事者である。

しかし、この人たちは、生活上の軋轢を甘受しながらも日本が好きで、日本語や日本の名前（通名）を使って、日本で生まれた子孫と繋がり、日本の社会の作法を尊重し守り、日本の経済を支え、自立を工夫した生涯を過ごし、日本で終生し、日本の地に埋葬されることを望んでいる。頼られるところとは、日本しかないと思っているのが調査対象者たちの今の心境である。

このように様々な時代・歴史的事実を十分考慮し、日本（政府・社会）は、国家・国籍・出身地を越えた人類普遍的権利を尊重した先進的社会を構築するとともに、21世紀のグローバルな観点に立って、内なる国際化、多文化共生社会の実現に向けて第一歩を踏み切ること

が最優先課題であることを認識し「在日無年金高齢者」に対する適切な緊急措置として特段の計らいを実行することを切に提案する。

## 2) 個人・家族的関係

表3の経験的事実の中には、時代・歴史的緊迫状態に巻き込まれた窮乏な生活と連なって、調査対象者の個々人の生涯を大きく変質させた悲痛極まりない家族の歴史が提示されている。その内容を整理する。

- ① [T]さん：父の破産と母の死亡（享年42歳）→19歳で騙され結婚→2歳の乳児死亡と離婚→父の帰郷、10年間独身→再婚、産みの母が行方不明の子を養女とし養育。
- ② [P]さん：7人大家族の長女で生計を担う→母の急死（享年42歳）→19歳結婚→夫が他の女性との再婚→一人息子病死（享年44歳）。
- ③ [K]さん：本人3歳時、父の死亡（享年24歳）母の再婚→16歳で結婚→夫のDVで離婚→内縁結び→3女事故死（享年21歳）→従弟に不動産担保で巨額被害→次女病死（享年59歳）。
- ④ [B]さん：貧困家庭の長女で生計を担う→18歳で結婚→10年間母子家庭→住宅契約金詐欺に遭う→夫が海難死亡（享年39歳）→長男死亡（享年32歳）。
- ⑤ [A]さん：本人7歳時母の死亡→19歳で結婚→夫が日本に避身で10年余り母子家庭→夫が他の女性と同居しているので離婚→再婚→再婚の夫死亡（享年61歳）。

このように被調査者の内2人は本人が児童期に、2人は成人期までに片親の早期死亡という哀れな家族的破綻を経験している。当然ながら片親の不安定の家族環境においては、正常な成長過程（両親の養護や教育）を過ごすことはできなくなって、貧困・低学歴・孤独・喪失感などで経済社会的な不利に追い込まれたことを経験している。

単親の非常に厳しい環境と苦闘する傍ら、単親によって自分の意思なき早期結婚を押し進められたことで、結婚相手との不和の起因となり、拳句の果て別居、DV、離婚・再婚、死別という家庭崩壊の悪循環をもたらした。窮乏な生活と危機状況でありながら必死で、全身全霊で育てた子どもを事故死や病死などで先にあの世に送らねばならない胸が裂ける過酷な運命に立たされた。これまでに述べた調査対象者の個々人の経験的事実だけでも、悲劇映画かノンフィクションドラマの素材を凌駕するものであるといえよう。

結論として、経験的事実を分析することによって、その時代・歴史的関係と個人・家族的関係の混乱と不安定は、経験論理で始末することはできない大変重要な部分であることを強調しておきたい。

また、[B]さんが約20年間、[A]さんが約34年間にわたり外国人登録申請ができず、摘発されるといつでも強制送還対象になる身分的不利を抱え込む、言い換えれば隠者のような生活をしてきた、非常に辛い「社会的排除」を経験しており、精神的に病的な症状のもと

になっている。これらの精神的危機などの経験的事実は、引き続き直面的事実へ大きく連動し、影響を及ぼすようになるのである。

ここで私が考案した、新しい概念用語を提示する、それは「原礎的貧困」である。

「原礎的貧困」とは、被調査者たちの「ライフステージにおいて出生と成長期に無分別生成された身分・経済・社会・心理的困窮」であり、「見えない貧困」を意味する。その「原礎的貧困」は経験することで各自に刻印されるとともに克服し難いものになって将来の複合的な貧困、実体的貧困を抱え込む原因となる。「在日コリアン高齢者」たちの大半は、「原礎的貧困者」であると考えられる。この「原礎的貧困」に対する詳しい検討は今後の課題にする。

最後に、本研究での調査対象者たちは、この「原礎的貧困」を克服するための手段として闇市の買い出し、服売り屋、ミシン裁縫、海女、靴の貼り工、焼肉食堂という低賃金労働に奮闘し、一時期には経済的貧困から抜け出すことができたがその後は、加齢に伴い次のような直面的事実にかかる。

## 2. 直面的事実に関する分析

本研究での調査対象者たちは、時代・歴史的関係と個人・家族的関係による「原礎的貧困」を抱え込み、社会・経済・教育的に重複する不利な立場で危機を感じながら、諦めず「子どもの養育を第一の目標」とし不安定な生活の克服と家族の自立のために悪戦苦闘してきた。

その第一の目標などを懸命に終わらせた昨今は、経験した肉体・精神的過労が加齢に伴い日常生活全般に「老年症候群<sup>10)</sup>」として現われている。そこで、調査で得られたデータから現実的な生活困難と関連する事項を要約した表3の内容を統合し、特徴的部分に焦点を当てて分析する。

### 1) 経済に関する直面的事実

調査対象者の5人のうち、[A]さんだけが幸いに遺族年金を受給しているが、そのほかの4人は無年金者である。そのうち2人は、生活保護費を受給しており「最低限度の生活を維持している」と考えている。

しかし、[T]さんと[P]さんは、無年金で、生活保護費も受給していないため、もっとも逼迫した生活にさらされている。その大きな理由としては、現在暮らしている古い住宅(土地付きの約30坪の2階建て)の所有権の名義が[T]さんと[P]さんのものになっているからであり、生活保護の申請を希望したとしても「補足性の原理(法4条1項)、不動産、自動車、預貯金などの資産、稼働能力、年金、手当等の社会保障給付などを活用することが求められる<sup>11)</sup>」という法制度が適用されるからである。

この2人は、実に日々生活困窮に直面しているが救われることなく深刻化している。特に、[P]さんの場合は、生活費を調達する手段として歩行器で身を支えながら町を回り、空き缶を収集するのが日常であり、健康・介護保険料の納付は大きな負担となっている。

個別的な理由や実情を考慮し、対応できる新たな支援システムの構築を論議することが福祉の課題であると考えている。

## 2) 健康に関する直面的事実

身体的健康面をみると、調査対象者のみならず大半の後期高齢者たちが罹患する特定疾患を人によってその差があるものの、後期高齢者医療制度を利用している。だが、その利用料の1割を支払うことには負担を感じており、できるだけ控えている様子が見てとれる。

精神的健康面では、調査対象者5人のうち2人は同居する家族がいるが3人は独り暮らしである。その3人のうち介護サービスも利用していない2人は家族がいるが遠距離で暮らしていることから将来的に孤独死となる可能性が高い傾向が明らかである。

このような経験的・直面的事実を定型化する背景には、六つの概念的カテゴリー考察<sup>12)</sup>で述べたように、個別的境遇の「原礎的貧困」に加え、本来の日本の社会福祉制度において「法的差別」と「社会的排除」が調査対象者である「済州島出身高齢者」を含む「在日コリアン高年齢者」たちの生活困難の要因であることが明らかになっていると考えている。

その要因が放置される根底には、日本の社会保障政策の関係者たちの中に、他人を自分とは異質な存在として、理解を拒否し、排除するという「日本型排外主義<sup>13)</sup>」者が大いに存在しているからだと考えられる。

このことに関して、黒田洋治は「在日朝鮮・韓国人の問題は為政者により故意に歪曲・回避された傾向が強く、問題解決の好機が生かされず、姑息的に、糊塗的に処理されるのみであったと言わざるを得ない<sup>14)</sup>」と述べている。その証拠の一つとして、在日コリアンの社会保障と関連する新聞記事を挙げると「『外国人生活保護は廃止』、石原新太郎氏らが……生活保護の給付対象から外国人を除外するための生活保護法改正案を秋の臨時国会に提出することを決めた……7月に最高裁が『永住外国人は生活保護法の対象ではない』と初判断したことが理由だという。……改正案には、こうした運用を廃止する狙いがある<sup>15)</sup>」と報じている。

このような実相は、在日コリアンの当事者たちにとっては大変な衝撃を与えるとともに憤懣やるかたない憤りをうむ状況を作り出していることを明示している。また、最近日本の政治・社会に登場している「歴史修正主義者」や「嫌韓」「在特会」などの無気味な動向も鋭意注視すべきものになっている。この日本の情勢を憂慮し、端的にいうと生活保護を受給している在日コリアン当事者にとっては、排除されるのではないかと心的恐怖や屈辱を受けることから、精神疾患であるPTSD（心的外傷後ストレス障害）へ罹患させる起因になっている。

日本の「偏狭的な利己主義者」、「日本型排外主義者」たちの「理解」と「改心」を足し、日本の「先進的人権国家」、「国際的共生社会」、差別・排除・無視のない「平等な福祉社会」「平和・安全・安心な地域創生」などの実現・確保に「速効策」であり、それを速やかに実現する必要があると考えている。

とりわけ、日本の社会福祉が現行の仕組みでは、「原礎的貧困」や「社会・経済的貧困」の

複合的な貧困で、生活困難と心理・社会的危機状況を抱えて暮らしている「在日コリアンの困窮者」の諸問題を「緩和・支援・解決」するには対応しきれていないことは明確である。

ここで求められることは、「社会的バルネラブルな状態」を改善・解消するためには、社会保障政策者らの「在日外国籍住民」に対する深い理解・認識・発想の速やかな転換が必要であり、当事者に耳を傾けた上、速やかに政治・社会的合意を促すことである。

次の節では、現在の社会福祉サービスの利用状況を把握・分析することで、課題を明らかにする。

#### 第4節 福祉サービス利用状況の検討・分析

本節では、調査対象者たちが現在の「超高齢期」において自分の日常の生活を維持・向上させるためにどのような手段で取り組んでいるのか、現行の多様な社会的な生活支援サービスを適切に選択し、効果的に利用しているのかどうかを検討するために、便宜的に作成した次の表4を参考にして分析する。

表4 調査対象者の生活状況と生活支援サービスの利用

対象者	生活状況			生活支援サービス利用	
	家事	入浴	移動	医療サービス	介護サービス
Tさん	自立	家の風呂	短距離	週1回通院	利用していない
Pさん	自立	週2回銭湯	歩行器	週2回通院	利用していない
Kさん	自立	週3回銭湯	歩行器	週3回透析	週2回訪問介護
Bさん	自立	週2回銭湯	歩行器	週2回通院	利用していない
Aさん	自立	家の風呂	短距離	週2回通院	利用していない

表4は概略的ではあるがその生活状況を部分別にみると、家事（炊事、洗濯、掃除など）に関しては全員が自立しているようであるが実際的には、寝具を干すなど重いもの、やや高い窓を拭くなどには介助が必要である。5人のうち3人の住まいには入浴設備がないがために、なんとか近隣の銭湯を利用しているが通うには歩行器が必要で、移動の不便を強く感じている。いずれにしても、近い将来には何らかの介護か支援を受けなければならない状況となることが予想される。

次に、生活支援サービス利用状況をみると、それぞれの健康や持病を管理するために週1～3回ほど通院し、薬の処方や注射などを受けるため、医療サービスの方を利用する頻度は高くなっているが、生計費に困窮している[T]さんと[P]さんの場合はその医療費の1割の金額も負担に感じており、できるだけ利用を控えている。

大きな問題は、介護サービス利用状況である。介護サービスを利用しているのは[K]さ

ん1人であり、[K]さんは透析治療の重い病気がきっかけで長期間入退院を繰り返すうちに、病院側から医療や介護に関する手続き方法と仕組みの詳しい説明を受けていたので利用することができたとしている。その他の4人は、介護サービスを全く利用していない状況になっている。その理由を改めて聞いて確認してみると、次のように語っている。

[T]さんは「手続きが面倒くさい、今は何とかなる、他人に世話してもらうのはイヤ、イヤ」と答えている。

[P]さんは「生活もぎりぎりなのに、そのお金（利用費）誰、どこからでますか、その（介護に関する）仕組みも知らないし……」。

[B]さんは「この前（最近）に区役所の職員（C. W）から手続きに関して説明を受けましたがまだ決めていません。狭い家に他人が入るのも恥ずかしいです。少し待ってみます」。

[A]さんは、「皆と一緒に介護受けるのが嫌いなのです。……他人と接して話をしたくない、なんか嫌なのです」。

これらの答えを参考に更に利用していない理由を検討すると、まず、介護保険制度の趣旨や概要、その仕組みに対しての正確な情報が伝えられていないことと認識度が低い傾向が明らかであり、具体的な情報伝達体系の構築が課題になっている。特に、識字能力が弱い対象者には書面ではなく、口頭で十分な説明を行い理解と納得を得ることが求められる。加えて、介護サービスの利用を進めるためには、自発的に利用の手続きをするのが面倒で難しいと思込んでいることを理解して、「キーパーソン」の助力が切に必要である。

このような自発的に支援を求められない、拒絶反応を見せる「在日高齢者」の特殊性を配慮した、情報伝達体系の構築と相談支援（助言）者の確保が喫緊の課題である。

最後に提案するのは、地域の行政機関（区役所など）が主導にNPOや民間奉仕員から適任者、適正数を選抜、委嘱し、専従的・持続的に近隣「在日コリアン高齢者」と交流関係を深めていき信頼関係を高め、対象者の困難要因を詳しく把握し、適切な判断のうえ、対象者の説得と合意を得て、困難状況の改善、サポート可能な介護サービスへ導く活動を任せるといった「アウトリーチ（out-reach）<sup>16)</sup>」プログラムを早急に導入することである。そこに必要なのは、情報伝達役と相談支援（助力）者という一人二役の活躍ができるシステムを創案することである。

## おわりに

本論文において在日「済州島出身高齢者」ライフヒストリー調査から個々人の考察を更に具体的に分析を行った。十分とはいえないが、調査対象者たちが、生きるために家族との結合や生きる手段と糧を求めて、玄界灘を渡って戦後の大阪の焼け跡の混乱に晒されながらも

生活基盤を作るために、闇市や買出し、裁縫などの職を転々とし、家族の死別で涙を拭く間もなく生活難と戦い、子どもの成長を見守るのを生き甲斐にして生き延びてきた様子を明らかにすることができた。

過去の不幸な歴史を忘れようと今日を懸命に生きようとするが、心理的・身体的過労が回復する気配はなく、老体を引きずりながら恥の無い余生を過ごすために、今日を頑張っている様子も投影することができた。

#### 注

- 1) このことに詳しくは、佐藤郁哉『質的データ分析法—原理・方法・実践』新曜社、2008年、112～116頁を参照されたい。
- 2) 在日高齢者等の無年金問題についての詳しいことは、愼英弘「在日朝鮮人と社会保障」朴鐘鳴編『在日朝鮮人—歴史・現状・展望』明石書店、1996年、285～318頁を参考されたい。
- 3) 加藤博史「理論・思想部門」『社会福祉学』Vol53-3、日本社会福祉学会、2012年11月、107～108頁。
- 4) 山本かほり「在日韓国・朝鮮人の『世代間生活史』—ある家族の階層移動」谷富夫編『新版ライフヒストリーを学ぶ人のために』世界思想社、2008年、77頁。
- 5) 高鮮徹『20世紀滞日済州島人—その生活過程と意識』明石書店、1998年、20頁。傍点は引用者、「在日コリアン」に書き換えた。
- 6) 同前、66～72頁を参照されたい。
- 7) 金徳煥「新・猪飼野事情」、耽羅研究会編『済州島』創刊号、新幹社、1989年、60～67頁を参照されたい。
- 8) 加藤彰彦「未婚化を推し進めてきた2つの力—経済成長の低下と個人主義のイデオロギー—」『人口問題研究』67-2、国立社会保障・人口問題研究所、2011、6、3頁。
- 9) 吉田久一『日本貧困史』川島書店、1984年、308頁。
- 10) 「老年症候群」については、「加齢に伴い生活に不具合を生じさせてしまうことである。もっとも、心身の活動の低下によるところも大きいそうである。……そのまま身体機能が低下してしまい、徐々に衰えてしまうことを意味するそうだ」と述べている。結城康博『介護—現場からの検証』岩波書店、2008年、98頁。
- 11) 厚生労働統計協会編『国民の福祉と介護の傾向・厚生指標』通巻945号、厚生労働統計協会、2013年、177頁。
- 12) この6つの概念的カテゴリー考察に関しては、高「在日済州島出身高齢者のライフヒストリーからの福祉学的整理・考察」『四天王寺大学大学院研究論集』第9号、2015年、21～35頁の1例を参照されたい。五つの巨人(5giants evils)、①欠乏(Want; 窮乏・困窮・貧困)、②病気(Disease; 疾病)、③無知(Ignorance; 無学)、④不潔(Squalor; 隘陋)、⑤失業(Idleness; 怠惰・無為)である。これらの五つの基本的な福祉関連の項目と、研究対象者らの特殊性である⑥「国籍」というもう一つの項目を追加し、合わせて六つの項目を個人々のライフヒストリー分析の概念的カテゴリー用語(キーワード)として設定することとしている。
- 13) 「排外主義とは、『国家は国民だけのものであり、外国に出自を持つ(とされる)集団は国民国家の脅威であるとするイデオロギー』を指す」と述べている。樋口直人著『日本型排外主義』名古屋大学出版会、2013年、5頁。「日本型排外主義とは近隣諸国との関係により規定される外国人排斥の動きを指し、植民地清算と冷戦に立脚するものである」と述べている。同前、204頁。

- 14) 黒田洋治『在日朝鮮人と日本の精神医療』批評社、2007年、25頁。
- 15) 『毎日新聞』14版、2014年8月22日（金）、総合5頁。
- 16) 染野享子「自ら支援を求めない独居高齢者への地域を基盤としたアウトリーチ実践プロセス」『社会福祉学』第56巻第1号、日本社会福祉学会、2015年5月、101～115頁を参照し、「在日高齢者」向きの実践プログラムをつくるのが望ましい。

